

国民生活センターのあり方の検討についての要望書

2011年（平成23年）1月19日
日本弁護士連合会

消費者庁は、2010年（平成22年）12月7日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置し、「中間整理」に向けた検討に入っているが、国民生活センターのあり方の検討について、当連合会は下記のとおり要望する。

記

1 要望の趣旨

国民生活センターのあり方については、消費者行政をさらに充実させる観点から、消費者委員会での検討結果をふまえたうえで、タスクフォースで検討するよう要望する。

2 要望の理由

消費者庁は、タスクフォースを設置し、2010年（平成22年）12月24日には第1回を開催して、本年春を目指とした「中間整理」に向けた検討に入った。これは、2010年（平成22年）12月7日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）において、国民生活センターについては事務・事業の見直しとともに「法人を廃止することを含め、法人のあり方を検討する」とされたことを受けたものである。

しかし、国民生活センターは、消費者基本法第25条において「消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関」と位置づけられ、重要な役割を担っている。そこで、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項においても、「国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」と規定している。そして、国会の附帯決議において、消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重することを求めている（参議院消費者問題に関する特別委員会消費者庁設置法案他に対する附帯決議第33項・同旨、衆議院消費者問題に関

する特別委員会消費者庁設置法案他に対する附帯決議第23項)。

したがって、政府が国民生活センターの業務及び組織の見直しを検討するに際しては、前記附則及び附帯決議を遵守すべき責務がある。ところが、基本方針は、まったく消費者委員会の意見を聞くことなく、「事務・事業等の無駄を洗い出した上で、制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である」との観点から、国民生活センターについては法人を廃止することを含めて検討するとの閣議決定をした。これは、国会の意思を無視するものであり、重大な問題がある。消費者庁関連三法案の国会審議においては、独立行政法人改革の中における国民生活センターの強化のあり方についても質疑が行われ、前記附則第3項が修正で加えられ、かつ、前記附帯決議において消費者のために消費者行政全般に監視機能をもつ消費者委員会において、消費者行政に係る体制を整備する観点から検討することとされた。三権分立の趣旨から、行政はこうした国会の意思を尊重すべきである。また、当連合会は、消費者行政の推進のため、消費者庁及び消費者委員会とともに、国民生活センターの機能及び体制の強化を求めてきたところであり、徹底して無駄をなくすという観点からの基本方針には強く反対する。

よって、国民生活センターのあり方については、消費者行政をさらに充実させる観点から、消費者委員会での検討結果をふまえたうえで、タスクフォースで検討すべきである。